

社会福祉法人唐津福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和11年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：計画期間における男性の平均育児休業取得率を50%以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年10月～ 制度に関するパンフレットの配布・掲示による全職員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 各年1月 有給休暇取得状況を取りまとめる
- 各年7月 掲示物等により有給休暇取得促進キャンペーンを行う